

## 「電車・バスで行こう！」キャンペーン第五弾の実施について

### 1 事業目的・趣旨

本事業では、公共交通を実際に利用してその便利さや快適さを感じていただき、公共交通を中心としたライフスタイルへの自発的な転換を促すといった、県民の公共交通の利用者としての「参画」を促進する取組みとして「電車・バスで行こう！」キャンペーンを実施する。

令和8年度は、実施時期を2回に分けて、MaaS アプリ「my route」を活用した企画乗車券の販売や、SNS 広告の活用、沿線店舗との連携により、県民や企業に積極的なキャンペーンへの参加を呼び掛けることとしている。

### 2 実施期間

10月5日(月)から10月23日(金)

なおキャンペーン限定企画乗車券の利用は土日祝を除く平日14日間に限る

### 3 キャンペーンへの参加方法等について

#### (1) 参加対象

県内に事業所を有する企業・大学・団体・官公庁等に、マイカーやバイクなどで通勤・通学している方等

#### (2) 参加方法

- ・参加者は、キャンペーンの開始日までに参加登録フォームにて参加登録（参加者番号を発行）
- ・キャンペーン期間中、通勤・通学、スポーツ観戦や文化芸術鑑賞等といった日常の移動をされる際に、公共交通機関を利用

また同期間中、スマートフォンアプリ「my route」を活用した企画乗車券（下記参照）を販売。

### 4 企画乗車券について

#### (1) 乗車券の内容

使用アプリ：my route（提供元：トヨタファイナンシャルサービス株式会社）

販売額：300円（乗車2回分の回数券、1枚当たり150円相当）

鉄道事業法及び道路運送法における運賃は、乗客の利用交通機関の数ごとに変動

例1) あいの風とやま鉄道小杉駅から富山駅まで片道移動

⇒あいの風とやま鉄道の運賃は150円

例2) 万葉線江尻駅からあいの風とやま鉄道小杉駅まで片道移動

⇒万葉線、あいの風とやま鉄道の運賃は各75円

例3) 富山地方鉄道宇奈月温泉から富山地方鉄道（市内電車）県庁前駅まで片道移動、なお魚津-富山間は、あいの風とやま鉄道を利用

⇒富山地鉄(市電)、富山地鉄(鉄道)、あいの風の運賃は各50円

使用時間：1枚当たり90分（使用時間内であれば乗り継ぎ・乗り降り自由）

決済手段：クレジット決済、paypay 決済

その他：・購入時にアプリ上で参加者番号の入力を求める

・電池切れ、降車時に有効期限切れは乗車地からの運賃を現金精算

- ・振替輸送利用の際は、チケット画面の提示（若しくは購入履歴の提示）
- ・5分以上の遅延が発生し、乗車中に有効期限が切れた場合は、遅延証明書の提示等により下車可能

(2) 乗車券の販売事業者、収益配分

販売事業者：富山地方鉄道株式会社（参加交通機関の幹事会社）

収 益 配 分：参加者が参加登録時に登録した利用区間に基づき配分

※複数交通機関を利用する場合、移動経路の交通機関の数で収益を按分

(3) 必要な諸手続き

- ①交通事業者間で乗車券発売に係る「一時限り連絡運輸契約」（幹事会社、通用区間、乗車券効力、発売金額、運賃配分・精算方法等について規定するもの）を締結
- ② 幹事会社（富山地方鉄道株式会社）は、北陸信越運輸局長あてに鉄道事業法第18条及び同法施行規則第36条の規定による「運輸に関する協定の設定届出書」を提出
- ③ 鉄道事業者は、鉄道事業法第16条第3項及び同法施行規則第33条の規定による「鉄道事業の特別企画乗車券の設定に係る運賃届出書」を北陸信越運輸局長あてに提出
- ④ バス事業者（緑ナンバー）は、道路運送法第9条第3項及び第4項並びに同法施行規則第9条第1項及び第2項の規定による「一般乗合旅客自動車運送事業運賃（料金）等届出書」及び、「運賃協議会において協議が調っていることを証する書類」を北陸信越運輸局長あてに提出  
ただし継続して参加する場合は、別添1「道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について（令和7年6月30日付物流・自動車局旅客課長事務連絡）」に記載の「軽微な事案」（「毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合」）に該当し、運賃協議会の開催及び「運賃協議会において協議が調っていることを証する書類」は不要  
また、道路運送法第9条第5項の規定により、運賃協議会の構成員となる市町村においては、運賃等についての協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ コミュニティバス（白ナンバー）は、道路運送法第9条第4項又は規則第51条の15の規定により、地域公共交通会議における協議が必要（書面協議も可）。ただし、過去に一度地域公共交通会議において協議を調えたことがある場合は、別添2「地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン」2.（8）により、必要に応じて地域公共交通会議へ報告することで足りる。

※①～④の書類は県が作成

⑤は様式任意（県から参考様式を送付）

## 5 PR方法等について

(1) キャンペーン業務の一部委託

業務の一部を県から「富山テレビ放送株式会社」に委託、富山 my route 推進協議会とも連携して実施する。

(2) 事業の周知（一部、県が実施する業務あり）

- ①事業所、報道機関への情報提供（QRコード付のプレスリリース）
- ②ポスター、チラシ、県広報（新聞広告）、HP、SNS（Instagram、youtube等）
- ③市町村や交通事業者、団体等と連携したPR  
→キャンペーンをPRするバナーや、公共交通の利用促進につながる動画（3種）をデータで提供することが可能です。PR等にご活用ください。
- ④駅、商業施設、参加事業所でのPR活動 など

(3) 参加促進策

- ①アンケート（要参加者番号の入力）への回答者、複数回利用者へのプレゼント企画の実施
- ②企業等への参加呼びかけ
- ③SNS広告等を活用したキャンペーンのPR（再掲）
- ④沿線店舗と連携したサービスの実施

6 実績報告について

企画乗車券の販売枚数 等

7 キャンペーン専用ページについて

昨年度の「電車・バスで行こう！」キャンペーン時に富山県ホームページ内に開設した特設ページを、9月中に「電車・バスで行こう！」キャンペーン第五弾の内容に更新予定。

[電車・バスで行こう！\(pref.toyama.jp\)](http://pref.toyama.jp)